

佐賀県高校生等奨学給付金支給申請書

2026 年 月 日

佐賀県知事 様

私は、佐賀県高校生等奨学給付金の支給を受けたいので、**裏面の留意事項を承諾の上**、佐賀県高校生等奨学給付金支給要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- ※申請区分を確認の上、□にレ点を付けてください。(複数選択可)
- ☐ 通常支給分を申請します。
- ☐ 【新入生に限る】通常支給分の対象とならない場合、前倒し支給分を申請します。

フリガナ			住 所	〒 ー 電話番号() ー	
申請者 (保護者等)					
	(高校生等との関係:)				

対象となる 高校生等	フリガナ			入学年月 年 月		高等学校就学支援金・学び直し 支援金・高校生等・新修学支援金を受け る資格のある者
	氏名			第 学年入学		
				生年月日		
				年 月 日		
	学校名	佐賀県立佐賀北高等学校		普通 科 課程	クラス	通信制以外 ☒ 通信制
	過去の 高等学校等 における 在学期間	学校名	年 月 日～ 年 月 日	学校種類・課程・学科		在学中の給付金支給回数
学校名		年 月 日～ 年 月 日	学校種類・課程・学科		在学中の給付金支給回数	

保 護 者 (父 母 等 生 計 維 持 者 等)	続柄	氏 名	
		(フリガナ)	
		(フリガナ)	

生活保護 費の 受給状況	私は、基準日(2026年7月1日)現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条に規定による生活保護(生業扶助)を	
	受給していません ・ 受給しています (注)生活保護(生業扶助)を受けていない方は「受給していません」を、 生活保護(生業扶助)を受けている方は「受給しています」を○で囲んでください。	

※学校記入欄

上記の対象生徒は、基準日(2026年 7月 1日)に本校第 学年に在学していることを確認します。

年 月 日

学 校 名 佐賀県立佐賀北高等学校

学校長名 校長 池田 忠徳

担当者氏名	野口	問合せ先電話番号	0952-23-2203
-------	----	----------	--------------

【保護者等の収入の状況について】(該当する□にレ印を付けてください。)

(1)生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる
証明書を提出します。

☐	生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書
--------------------------	--------------------------------

(2)次の者の課税証明書等を提出します。

①	☐	親権者(両親)2名分
②	☐	親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	☐	未成年後見人()名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) (未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。)
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	主たる生計維持者1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合

【留意事項】

- ・過去に国公私立を問わず高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業し又は修了したことがある場合には、佐賀県高校生等奨学給付金の受給資格はありません。
- ・対象となる高校生等が、児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く))の支弁対象である場合には、佐賀県高校生等奨学給付金の受給資格はありません。
- ・高等学校等就学支援金に係る申請(届出)の際に保護者等全員分の課税(非課税)証明書を提出している場合は、課税(非課税)証明書の添付を省略することができます。この場合は、高等学校等就学支援金申請(届出)書類により確認します。
- ・兄妹が同じ学校に在学している場合も、それぞれ別々に申請が必要です。
- ・対象となる高校生1人につき、1つの都道府県へ申請することになります。佐賀県以外の都道府県へ申請している場合には、佐賀県への申請はできません。
- ・家計急変で申請後、年収見込額に変更があった場合は申し出ること。
- ・偽りその他不正の手段による申請により支給決定を受けたときは、支給された給付金の全額について即時返還することになります。
- ・上記と併せて、返還期日の翌日から返還の日までの期間について年率10.95パーセントの違約金が課せられます。
- ・その他、不利益が生じるおそれがありますので基準日現在の内容について正しく記入願います。

※学校記入欄

県認定欄	①通信制とそれ以外の別	☐ 通信制以外 ・ ☐ 通 信 制		
	②保護者等の全員の所得要件 及び生徒の国籍要件 ※該当するものにレ点		日本国籍等	それ以外
		☐ 生活保護受給世帯	☐	☐
		☐ 非課税世帯	☐	☐
		☐ 所得割の合算額が 100円～105,500円未満の世帯	☐	
	☐ 所得割の合算額が 105,500円～182,500円未満の世帯	☐		
支給額	円			
※①、②の別、前倒し支給、家計急変等によって金額が異なるため注意すること。				

様式第1号の1(第5条関係)

(県内学校用)

佐賀県高校生等奨学給付金支給申請書

佐賀県知事様

①

2026年7月7日

②

私は、佐賀県高校生等奨学給付金の支給を受けたいので、裏面の留意事項を承諾の上、佐賀県高校生等奨学給付金支給要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

※申請区分を確認の上、□にレ点を付けてください。(複数選択可)

□ 通常支給分を申請します。③

□ 【新入生に限る】通常支給分の対象とならない場合、前倒し支給分を申請します。

フリガナ④

サガ タロウ

〒840-12××

電話番号(0952)12-34××

申請者(保護者等)

佐賀 太郎

住所

佐賀市城内一丁目1番59号

(高校生等との関係:父親)

フリガナ⑤

サガ ナツコ

入学年月

2023年4月

第1学年入学

生年月日

2007年7月1日

高等学校就学支援金・学び直し支援金・高校生等勤修学支援金を受ける資格のある者

※学校記入欄

☐ 該当

佐賀県立佐賀北高等学校

普通

科課程

クラス

通信制以外

通信制

過去の高等学校等における在学期間

学校名

年 月 日～年 月 日

学校種類・課程・学科

在学中の給付金支給回数

学校名

年 月 日～年 月 日

学校種類・課程・学科

在学中の給付金支給回数

続柄

氏名⑥

父

(フリガナ)サガ タロウ

佐賀 太郎

母

(フリガナ)サガ ハナコ

佐賀 花子

生活保護費の受給状況

⑦

受給していません

受給しています

(注)生活保護(生業扶助)を受けていない方は「受給していません」を、生活保護(生業扶助)を受けている方は「受給しています」を○で囲んでください。

※学校記入欄

上記の対象生徒は、基準日(年 月 日)に本校第 学年に在学していることを確認します。

年 月 日

学校名

学校長名

担当者氏名

問合せ先電話番号

申請書記入上の注意

① 記入した日(2026年7月1日以降の日)としてください。

② 裏面の留意事項を必ずご確認ください。

③ 新入生に限り、2026年7月1日時点の収入状況により、2026年の通常支給分の対象とならない場合に、2026年4月1日時点の収入状況により前倒し支給分の申請を行うことができます。合わせて申請をされたい方はレ点を付けてください。その場合、課税証明書の提出をされる

④ 申請者(保護者等)が単身赴任の場合は、生活の本拠としている住所としてください。

⑤ 対象となる生徒等の状況について記入してください。

⑥ 保護者等は原則として親権者となります。親権者がいない場合は未成年後見人、主たる家計支持者、生徒本人の順となります。(主たる家計支持者でない祖父母、扶養されていない兄・姉は不要です。)

⑦ 生活保護(生業扶助)の受給状況について該当するものに○をしてください。受給している場合は、生活保護受給証明書写しを提出してください。(2026年度課税(非課税)証明書の提出は不要です。)

【保護者等の収入の状況について】(該当する□にレ印を付けてください。)
(1)生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる
証明書を提出します。

☐ 生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書

(2)次の者の課税証明書等を提出します。

①	☐	親権者(両親)2名分
②	☐	親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	☐	未成年後見人()名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) (未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。)
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	主たる生計維持者1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合

【留意事項】

- ・過去に国公私立を問わず高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業し又は修了したことがある場合には、佐賀県高校生等奨学給付金の受給資格はありません。
- ・対象となる高校生等が、児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く))の支弁対象である場合には、佐賀県高校生等奨学給付金の受給資格はありません。
- ・高等学校等就学支援金に係る申請(届出)の際に保護者等全員分の課税(非課税)証明書を提出している場合は、課税(非課税)証明書の添付を省略することができます。この場合は、高等学校等就学支援金申請(届出)書類により確認します。
- ・兄妹が同じ学校に在学している場合も、それぞれ別々に申請が必要です。
- ・対象となる高校生1人につき、1つの都道府県へ申請することになります。佐賀県以外の都道府県へ申請している場合には、佐賀県への申請はできません。
- ・家計急変で申請後、年収見込額に変更があった場合は申し出ること。
- ・偽りその他不正の手段による申請により支給決定を受けたときは、支給された給付金の全額について即時返還することになります。
- ・上記と併せて、返還期日の翌日から返還の日までの期間について年率10.95パーセントの違約金が課せられます。
- ・その他、不利益が生じるおそれがありますので基準日現在の内容について正しく記入願います。

※学校記入欄

県認定欄	①通信制とそれ以外の別	☐ 通信制以外 ・ ☐ 通 信 制		
	②保護者等の全員の所得要件 及び生徒の国籍要件 ※該当するものにレ点		日本国籍等	それ以外
		☐ 生活保護受給世帯	☐	☐
		☐ 非課税世帯	☐	☐
		☐ 所得割の合算額が 100円～105,500円未満の世帯	☐	
	☐ 所得割の合算額が 105,500円～182,500円未満の世帯	☐		
支給額 ※①、②の別、前倒し支給、家 計急変等によって金額が異なる ため注意すること。	円			

申請内容は全て基準日(2026年7月1日)現在の状況について記入してください。

- ① ・記入した日(2026年7月1日以降)としてください。
- ② ・裏面の留意事項を必ずご確認ください。
- ③ ・申請者が単身赴任の場合は、生活の本拠としている住所としてください。
- ④ ・対象となる高校生等の状況について記入してください。
- ⑤ ・保護者等は、原則として親権者となります。親権者がいない場合は未成年後見人、主たる生計維持者、生徒本人の順となります。(主たる生計維持者でない祖父母・扶養されていない兄・姉は不要です。)
- ⑥ ・生活保護(生業扶助)の状況について該当するものに○をしてください。生活保護を受給している場合は、生活保護受給証明書(生業扶助の措置状況がわかる書類)(写しても可)を提出してください。